



# 家族経営による 賃貸不動産の法人化

不動産投資は、相続税を軽くするという意味で、相続対策により適した投資対象となります。これは、不動産というリスク資産を持つことに伴う値引きと考えることができるかもしれません。もちろん、地震や景気変動によって不動産価格は下落する可能性があります。しかし、その見返りとして、相続税支払いによる現金流出を確実に抑えることができるのです。

こうした不動産投資について、「個人経営」と「法人経営」との比較をわかりやすく解説いたします。

## 内容の一部

1. 賃貸経営の注意点  
(成功の秘訣)
2. 賃貸経営で節税できる  
3つの税金
3. 不動産管理会社設立による  
節税とは？
4. 地主さんの相続税を減らす  
法人経営

**他 多数解説！**

日程 : 10/10(木)

時間 : 14:00 ~ 16:00 (受付 13:30 ~)

場所 : **建設業協会佐賀 大会議室**

佐賀県佐賀市兵庫南二丁目

13番5号

一般社団法人

建設業協会佐賀 2階

受講料 : **無料**

定員 : 40名 (定員になり次第締め切ります)

講師 : 九州北部税理士会 佐賀支部 所属

えぐち税理士事務所

所長 税理士 江口 賢輔

※ お申込み後、受講票、地図等をお送りいたします。

お申込み 下記に必要事項を記入し、

**FAX:0952-97-8639** までお送りください。

法人名		代表者名	Ⓜ
フリガナ		フリガナ	
参加者名		参加者名	
住所	〒	電話	( )
E-MAIL	@	FAX	( )

問い合わせ先 : えぐち税理士事務所 〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2-3-11-101

TEL:0952(97)8637(橋本・生方)

URL:http://taxegc.jp/

E-mail:k-eguchi@tkcnf.or.jp